

元初幼教第9号
令和元年10月21日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
(公 印 省 略)

幼稚園併設施設に係る認可外保育施設の届出の取扱いについて

幼稚園を設置する者が、当該幼稚園と併せて設置する認可外保育施設（以下「幼稚園併設施設」という。）における活動については、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局（幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設にあつては、認定こども園所管部局を含む。）による当該幼稚園を設置する者に対する指導が行われることから、認可外保育施設の届出対象外施設として、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第3号に規定されていたところです。

一方で、近年、幼稚園併設施設において、幼稚園における子育て支援活動等とは区別された形で乳幼児が保育されている実態があり、そういった場合には認可外保育施設としての指導監督を行うことが適当であることから、今般、児童福祉法施行規則が改正され、幼稚園併設施設についても児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づく認可外保育施設の届出の対象とされたところであり、その内容は別添1「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（令和元年9月27日付け子発0927第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）のとおりです。また、併せて、別添2「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）も左記の趣旨を反映するなどの改正が行われているところです。

については、厚生労働省が発出した両通知の内容を御了知の上、各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお

願います。特に、現に該当する幼稚園併設施設を設置している幼稚園であって、児童福祉法第59条の2第1項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ていない場合は、令和元年10月31日までに認可外保育施設の届出を行うことが必要となるため、遅滞なく届出が行われるよう遺漏なく周知を御願います。

また、認可外保育施設の所管部局において今般認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設に対する指導監督を行うに当たっては、従来、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行っていたという経緯等に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図ることが必要となるため、適切な連携を図っていただくよう御願いたします。

なお、本日をもって、「認可外保育施設の届出制の実施と幼稚園を設置する者が行う保育活動について（通知）」（平成14年7月22日付け14初幼教第4号文部科学省初等中等教育幼児教育課長通知）は廃止します。

【担 当】 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
岩岡、眞岩、川上

TEL 03-5253-4111（内線）2374

直 通 03-6734-2374

FAX 03-6734-3736